

要安全確認計画記載建築物等の耐震改修工事に伴う減額適用申告書

和歌山市長様

年 月 日

申告者
(納税義務者)

住 所

氏名 (名称)

電 話

次のとおり、耐震の改修工事をしましたので、固定資産税減額の申告をします。

所在地	和歌山市		
家屋番号 (登記家屋のみ)		建築年月日	年 月 日
区分	<input type="checkbox"/> 要安全確認計画記載建築物 <input type="checkbox"/> 要緊急安全確認大規模建築物		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨・軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他		
床面積	全体	m ²	居住部分 m ²
工事完了年月日	年 月 日		
工事費	円		
減額期間	工事完了日の翌年度から2年間		
三カ月以内に提出できなかった理由			

《 添付書類 》

- ・ 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類
(地方公共団体の長、都道府県知事が登録した建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人のいずれかが発行する証明書)
- ・ 地方税法施行規則附則第7条第13項に規定する補助にかかる補助金確定通知書
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告書の写し
- ・ 耐震改修工事費の確認できる領収書等の写し

※ 耐震改修工事に伴う減額措置の確認項目及び添付書類については、裏面に記載しています。

要安全確認計画記載建築物等の耐震改修工事に伴う減額措置の確認項目

【1】 対象となる家屋

次のいずれかに該当するもの

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物

【2】 対象となる要件

- 平成26年4月1日から令和11年3月31日までの間に、政府の補助を受けて一定の耐震改修が行われたもの
- 現行の耐震基準に適合した工事が行われたことを証する書類が添付できるもの

【3】 減額対象床面積

- 耐震基準を満たす耐震改修が行われた家屋の非住宅部分の床面積。ただし人の居住の用に供する部分がある家屋で、その居住部分の1戸あたり床面積が120平方メートル以上の場合は120平方メートルを控除した部分の床面積

【4】 申告期限の確認

- 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に必要な書類を添付して、資産税課へ申告書を提出する必要があります。

《添付書類》

- ① 地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類
(地方公共団体の長、都道府県知事が登録した建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人のいずれかが発行する証明書)
- ② 地方税法施行規則附則第7条第18項に規定する補助にかかる補助金確定通知書
- ③ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告書の写し
- ④ 耐震改修工事費の確認できる領収書等の写し

《減額内容》

- ① 減額期間
対象工事期間に耐震改修工事が完了した場合、工事完了日の翌年度から2年間減額します。
- ② 対象工事期間 令和11年3月31日までに行われた工事
- ③ 固定資産税を2分の1減額します。
(工事費の2.5パーセントが上限です。)
(※都市計画税は減額の対象になりません。)